

法務省の「再審制度の見直し、法制審議会への諮問」に反対し、 議員立法で法改正を求める声明

2024年12月24日
日本国民救援会
会長 伊賀カズミ

12月20日、再審制度のあり方について、法務省が来春にも法制審議会（法務大臣の諮問機関）に諮問するとの報道が行われた。12月20日の「朝日新聞」の朝刊によれば、「袴田巖さんが（死刑判決確定から）再審無罪となるまでに44年もの歳月を要したことなどで、再審制度の問題点が浮き彫りとなった」として、「世論の高まりなどを受け、再審に特化した議論の場をもつ必要があると判断した」という。

再審法改正（刑事訴訟法第4編再審に対する規定の改正）について、これまで法務省は「法改正は必要がない。運用で改善できる」と、法改正に極めて後ろ向きの方針をとってきた。袴田事件の再審判決直前まで、「えん罪犠牲者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」の与党議員に対して、検察がふたたび袴田巖さんに死刑論告を行った裁判資料を配ってロビー活動していた事実も明らかにされている。

また、袴田事件の無罪確定にあたって畝本直美検事総長は、無罪判決を真摯に受け止めることなく、判決で指摘された「証拠の捏造」については承服しがたいと異を唱えた。この談話について当時の牧原法務大臣も擁護する発言をしている。畝本検事総長については、国会の法務委員会でも問題となったが、検察及び法務大臣は、談話を問題視することもなく、撤回もしていない。

袴田事件について全く反省しない検察庁、法務省が冤罪犠牲者のための再審法改正を実現させるとはおおよそ考えられず、再審法改正の世論の高まりから身をかかわすパフォーマンスか、法制審議会でも時間をかせぎ、検察の痛手とならない「改正」に変質させる策略としか考えられない。

いま再審法の改正を求める国民の世論が日増しに高まっている。現在450議会以上の地方議会で再審法の改正を求める意見書が採択されている。

さらに、今年3月には「えん罪犠牲者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」が発足し、再審法改正に賛同する議員は354人（12月13日現在）と言われている。現在、次回通常国会に議員立法として提出し、可決成立させられる条件が整っている。

国民救援会は、法務省の「再審制度の見直し、法制審議会への諮問」に反対し、議員立法での法改正を求める。袴田事件の検証については、法務大臣の諮問機関である法制審議会ではなく、国会に「袴田事件」を検証する特別委員会や第三者機関を設置し、公正な機関で袴田事件の冤罪の原因を徹底究明すべきと考える。その検証の上で、冤罪を生まない刑事司法の改革を求める。

国民救援会は、その実現のためにさらに奮闘することを表明する。